

SAGA2024 宿舎衛生対策実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「SAGA2024 環境衛生対策要項」に基づき、SAGA2024 実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連携を図り、佐賀県及び関係市町が実施する宿舎衛生対策に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、両大会における宿舎衛生確保に向けて、選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）が利用する宿泊施設の早期決定に努めるとともに、佐賀県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び保健福祉事務所に対し、当該宿泊施設の情報を提供し、宿舎衛生対策の実施を依頼する。
- (2) 県生活衛生課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等関係団体の協力を得ながら、保健福祉事務所に必要な監視・指導を指示するなど、効果的に宿舎衛生対策を推進する。
- (3) 保健福祉事務所は、県生活衛生課の指示に基づき、大会参加者が利用する宿泊施設に対し、監視・指導を実施するとともに、県・会場地委員会が開催する衛生講習会へ協力し、宿舎衛生の確保を図る。

3 実施内容

(1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

ア 営業宿泊施設の把握

生活衛生課及び保健福祉事務所は、以下のとおり大会参加者が利用する宿泊施設を把握する。

- (ア) 県委員会は、令和5年9月末日までに、大会参加者が利用する宿泊施設のうち旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）のリストを管轄する保健福祉事務所（県外に所在する施設にあっては県生活衛生課）に提出する。
- (イ) 県委員会は、提出日以降に営業宿泊施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
- (ウ) 県委員会は、(ア) で各保健福祉事務所に提出した営業宿泊施設のリストの写しをまとめて、県生活衛生課に提出する。

イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

ウ 監視・指導

県生活衛生課及び保健福祉事務所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視・指導を行う。

なお、各年度において、対象施設を把握する前に既に指導を実施していた場合は、把握後に改めて指導することを要しないこととする。

- (ア) 保健福祉事務所は、両大会開催までに、旅館業法関係法令に基づき監視・指導を行い、指摘事項がある場合には、開催日前までに現地確認や改善計画報告書等で改善を確認する。また、貯湯槽又は入浴施設に循環ろ過器を設置する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。

なお、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、監視・指導を行う。

- (イ) 県生活衛生課は、県委員会より送付された県外の営業宿泊施設を所管する自治体に衛生指導を依頼する。

エ 宿舍衛生講習会

県・会場地委員会は、以下のとおり営業宿泊施設の営業者等を対象とする宿舍衛生講習会を両大会開催までに実施する。

なお、感染症予防や食品衛生の確保を目的とした講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理について
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

(イ) 受講対象者

大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

(ウ) 講習会の実施方法

令和5年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。

なお、県委員会は、自らが主催する宿泊施設説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(2) 転用施設の宿舍衛生対策

ア 転用施設の把握

県生活衛生課及び保健福祉事務所は、以下のとおり大会参加者が利用する転用施設を把握する。

(ア) 会場地委員会は、令和5年9月末日までに、「第78回国民体育大会宿泊施設充足対策要項」に基づき、旅館業法第3条の許可を要しない転用施設を選手・監督に利用させる場合には、「転用施設使用届出書」(様式第1号)により管轄の保健福祉事務所に提出する(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。)また、会場地委員会は上記届出書の写しを県委員会に提出する。

(イ) 会場地委員会から届出書の提出を受けた県委員会は、それを県生活衛生課に回付する。

イ 衛生上の措置基準

転用施設における衛生上の措置基準は、「転用施設における留意事項」(別紙1)を適用する。

ウ 転用施設の指導

保健福祉事務所は、3(2)アの「転用施設使用届出書」により大会参加者が利用する転用施設を把握し、両大会開催までに、3(2)イに基づき指導を行う。

エ 宿舍衛生講習会

会場地委員会は、3(1)エの宿舍衛生講習会に準じた転用施設の宿舍衛生講習会を実施する。保健福祉事務所は、会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応するものとする。

4 実施報告

- (1) 保健福祉事務所は、監視・指導の実施結果を「宿舍衛生監視指導実施報告書」(様式第2号)により、令和5年度は3月末日までに、開催年度については両大会が開催する2週間前までに県生活衛生課に提出するものとする。
- (2) 県生活衛生課は、上記実施報告を令和5年度は年度終了後速やかに、開催年度については両大会が開催する1週間前までに県委員会に提出するものとする。

5 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議の上別に定めるものとする。

【様式第1号】

年 月 日

保健所長 殿

会場地市町村実行委員会等事務局長

転用施設等使用届出書

整理 番号	使用施設				使用 期間	建物の 構造	建物 の総 面積 (㎡)	宿 泊 人 数 (人)	宿泊に使用 する客室			使用水 (※1)	浴 室					洗 面 所 の 有 無	便 所				備 考						
	名称等	所在地	電話番号 (責任者連絡 先)	FAX番号(※2)					責任者の氏名	木造・ 鉄筋等	客 室 数 (室)		延 面 積 (㎡)	寝 具 数 (組)	水道水/ 井戸水/ その他	有 無	面 積 (㎡)		の 備 有 無	循 環 ろ 過 設 備	無 ろ 過 設 備 (※3)	浴 槽 水 消 毒 有 無	貯 湯 槽 の 有 無	便器数		手 洗 設 備 (箇所)	水 洗 ・ 汲 取	宿 泊 者 の 所 属 す る 都 道 府 県 名 等	浴 室 の な い 場 合 の 対 応 等
																								大 便 器 (個)	小 便 器 (個)				
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
7																													
8																													
9																													
10																													
11																													
12																													
13																													
14																													

※1 使用水が水道水で受水槽がある場合、当該受水槽の有効容量が10㎡超の簡易専用水道に該当するときは水道水の後に「簡専水」と、10㎡以下の小規模貯水槽水道に該当するときは、水道水の後に「小規模」と記入すること。複数ある場合は使用用途併記のこと。

※2 FAXがある場合は番号を記入すること

※3 循環ろ過設備あるいは循環配管がある場合に記入すること

【様式第2号】

宿舎衛生監視指導実施報告書

保健福祉事務所

1 営業宿泊施設

種別	宿舎として利用される 対象施設数	監視・指導件数	備考
旅館・ホテル			
簡易宿所			
合計			

2 転用施設等

種別	宿舎として利用される 対象施設数	監視・指導件数	備考
合計			

宿舎衛生監視指導実施報告書

令和 年 月 日

保健福祉事務所

番号	営業宿泊施設名	電話番号	監視査察実施日	監視査察の適否	備考 (その他の理由、指導事項など)
			年 月 日		
1				1. 適 2. 否 3. その他	
2				1. 適 2. 否 3. その他	
3				1. 適 2. 否 3. その他	
4				1. 適 2. 否 3. その他	
5				1. 適 2. 否 3. その他	
6				1. 適 2. 否 3. その他	
7				1. 適 2. 否 3. その他	
8				1. 適 2. 否 3. その他	
9				1. 適 2. 否 3. その他	
10				1. 適 2. 否 3. その他	
11				1. 適 2. 否 3. その他	
12				1. 適 2. 否 3. その他	
13				1. 適 2. 否 3. その他	
14				1. 適 2. 否 3. その他	
15				1. 適 2. 否 3. その他	
16				1. 適 2. 否 3. その他	
17				1. 適 2. 否 3. その他	
18				1. 適 2. 否 3. その他	
19				1. 適 2. 否 3. その他	
20				1. 適 2. 否 3. その他	

転用施設における留意事項

1 客室

- (1) 睡眠を妨げるような余分な光は入らないようにすること。
- (2) 換気に注意すること。特に昼間は、室内の空気の入れ換えを行うこと。
- (3) 毎日 1 回以上掃除すること。
- (4) くずかご等、日常生活に必要なものを用意すること。

2 寝具

- (1) 宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意すること。
- (2) 寝具は清潔なものを提供すること。
- (3) 毎日可能な限り日光消毒すること。

3 洗面所

- (1) 毎日 1 回以上清掃すること。
- (2) 石けん、コップ等を必要に応じて用意すること。

4 便所

- (1) 専用の履き物を用意すること。
- (2) 用便後は石けんによる手洗い（洗面所等の利用）をすすめること。
- (3) 備え付けのタオルは、清潔なものを用意すること。（ペーパータオルが望ましい。）
- (4) 防虫、防臭に注意するとともに、常に清潔にしておくこと。
- (5) 毎日 1 回以上清掃すること。

5 浴室

- (1) 毎日 1 回以上清掃すること。
- (2) 入浴に必要な石けん、洗面器等を用意すること。
- (3) 浴槽水は毎日（又は客室の使用ごとに）完全換水すること。ただし、循環ろ過し、かつ継続して使用している浴槽水については、別記の衛生管理を実施すること。
- (4) その他、集毛器の清掃・消毒、逆洗、シャワーの衛生管理など、佐賀県健康福祉部生活衛生課作成の「佐賀県旅館・公衆浴場におけるレジオネラ症防止の手引」を参考に、適切な衛生管理を実施すること。

6 洗濯

宿泊者が洗濯できるように配慮すること。

7 宿泊者名簿

宿泊者名簿を備えること。

8 使用水関係

飲料水は水道水を使用すること。ただし、やむを得ず井戸水等を使用する場合は、以下の項目を実施すること。

ア 飲料水水質検査を実施すること（検査項目：一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度の 11 項目。大会開催前 2 か月以内に実施することが望ましい。）。

イ 水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めること。

9 その他

- (1) 施設内に、ねずみ、ハエ、蚊等が入らないように注意すること。
- (2) 建物の周囲を毎日清掃し、ごみ等の処理は適正に行うこと。
- (3) 施設ごとに衛生管理に当たる施設責任者を選任すること。

- (4) 大会期間中は、別表「宿舍衛生自主管理表」を作成し、自主管理を徹底すること。
- (5) 犬、猫、その他ペット等による事故が起きないように適正な管理を行うこと。
- (6) 施設責任者は、実行委員会が実施する宿舍衛生講習会等を必ず受講し、施設運営従事者に対し衛生知識の共有及び啓発を図ること。
- (7) 施設内に消毒液を配置するなど、感染予防対策に努めること。
- (8) 施設運営従事者、宿泊者の健康状態を確認し、感染症の疑い（下痢、嘔吐等）があった場合には、必要に応じ医療機関受診を促し、速やかに管轄の保健所へ相談すること。また、消毒等必要な措置を講じること。

別記

- ・1週間に1回以上定期的に完全に換水し、浴槽を清掃し、消毒すること。
- ・浴槽水の水質は、下記に定める基準に適合すること。(大会開催前2か月以内に確認することが望ましい。)

検査項目	水質基準
濁度	5度以下
全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量にあつては11中8mg以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては11中25mg以下。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により、全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が11中25mg以下
大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、乳糖を分解し、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）	1ml中に1個以下
レジオネラ属菌	100ml中に10cfu未満

※濁度及び全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量は、温泉水又は井戸水を使用する場合、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないときは、基準のどちらか又は両方を適用しない。

- ・浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、通常0.4mg/L（最大1.0mg/L）を維持すること。結合塩素モノクロミンの場合は、3.0mg/L程度を維持すること。なお、遊離残留塩素濃度は、定期的に測定し、記録しておくこと。

宿舎衛生自主管理表

★大会期間中は、毎日1回以上チェックしましょう。

★○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しましょう。[○=良好、△=不十分、×=不備]

施設の名称及び所在地							TEL		
点検項目		点検月日						備考	
客室	1	睡眠を妨げるような余分な光が入らないようにしているか。							
	2	換気に注意しているか。 特に昼間は、室内の空気の入換えを行っているか。							
	3	毎日1回以上は清掃しているか。							
	4	くずかご等、日常生活に必要なものを用意しているか。							
寝具	1	宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意しているか。							
	2	寝具は清潔なものを提供しているか。							
	3	毎日可能な限り日光消毒を実施しているか。							
洗面所	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	石けん、コップ等を必要に応じて用意しているか。							
便所	1	専用の履き物を用意しているか。							
	2	用後は石けんによる手洗いをすすめたか。							
	3	備え付けのタオルは、清潔にしているか。							
	4	防虫・防臭に注意し、清潔にしているか。							
	5	毎日1回以上は清掃しているか。							
浴室の管理	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	入浴に必要な石けん、洗面器具等を用意しているか。							
	3	浴槽水は毎日(又は客室の使用ごとに)完全換水し、その都度浴槽を清掃しているか。							
	4	浴槽循環水過す	1週間に1回以上完全に換水し、浴槽を清掃、消毒しているか。						
	5		使用開始前に浴槽水の水質検査を実施したか。						
	6		定期的に浴槽水を消毒しているか。						
洗濯	1	宿泊者が洗濯できるよう配慮しているか。							
名簿	1	宿泊者名簿を備えているか。							
飲料水	1	水道水を使用しているか。							
	2	る使水に飲場用等井料合すを戸水	使用期間前に水質検査を実施したか。						
	3		水源及びその周辺を清潔にしているか。						
施設責任者印(又は署名)									